

# 大分県報

令和五年  
号外（五九）  
三月三十一日

（金曜日）

## 目次

### 病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正……………一

### 病院局訓令

大分県病院局事務決裁規程の一部改正……………九

## ○病院局管理規程

大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井上敏郎

大分県病院局管理規程第七号

### 大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第五項を次のように改める。

5 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第三条第三項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号。以下「就業規程」という。）第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第六条第一項中「大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七

号。以下「就業規程」という。）を「就業規程」に、「就業規程第二条第四項」を「同条第四項」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第二項を次のように改める。

2 職員（次項各号に掲げる職員は除く。）の給料の調整額は、調整基本額に、その者に係る別表第九の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

第十六条第三項中「前項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第九の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員 就業規程第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を、同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員 当該職員に係る算出率

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額の百分の四・五に相当する額）とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第十に掲げる額

二 定年前再任用短時間勤務職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第十の二に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額を給料の調整額とする。

第十六条に次の一項を加える。

7 第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに第四項に規定する調整基本額に円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた数をもって、これらの規定の額とする。

第十七条第二項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「（再任用短時間勤務職員にあつてはその額）及び「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ」を削り、「額」を「額」に改める。

第二十五条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三十条第一項第一号中「相当する額（以下）」の下に「この号及び次項において」を、「得た額（以下）」の下に「この項において」を加え、同項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項及び次項において」を加え、「次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額」を「支給単位期間につき、県職員の例により算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額及び前項の規定による額の合計額」に改め、同項各号を削り、同条第三項第一号イ中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削り、「再任用」を「この項において「定年前再任用」に改め、同号ハ中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第三十五条第一号イ中「再任用」を「地方公務員法第二十二條の四第一項の規定による採用（同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。以下この項において「定年前再任用」という。）」に改め、同号ハ中「再任用」を「定年前再任用」に改める。

第四十条第三項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第六項中「（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削る。

第四十四条第一項及び第二項を次のように改める。

条例第十八条第一項に定める管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる管理職員（条例第五条に規定する職にある職員をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 管理職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員以外のもの 別表第十一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額（勤務に従事した時間が六時間を超える場合にあっては、その額に百分の百五十を乗じて得た額。次号において同じ。）

イ 別表第十一に掲げる区分が一種である職員 一万二千元

ロ 別表第十一に掲げる区分が二種である職員 一万千円

ハ 別表第十一に掲げる区分が三種である職員 一万円

ニ 別表第十一に掲げる区分が四種である職員 九千円

ホ 別表第十一に掲げる区分が五種である職員 八千五百円

ヘ 別表第十一に掲げる区分が六種である職員 八千円

ト 別表第十一に掲げる区分が七種である職員 八千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 別表第十一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 別表第十一に掲げる区分が一種である職員 一万千円

ロ 別表第十一に掲げる区分が二種である職員 一万円

ハ 別表第十一に掲げる区分が三種である職員 九千円

ニ 別表第十一に掲げる区分が四種である職員 八千円

ホ 別表第十一に掲げる区分が五種である職員 七千五百円

ヘ 別表第十一に掲げる区分が六種である職員 七千円

ト 別表第十一に掲げる区分が七種である職員 七千円

2 条例第十八条第二項に定める管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる管理職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 定年前再任用短時間勤務職員以外の管理職員 別表第十一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 別表第十一に掲げる区分が一種である職員 六千円

ロ 別表第十一に掲げる区分が二種である職員 五千五百円

ハ 別表第十一に掲げる区分が三種である職員 五千円

ニ 別表第十一に掲げる区分が四種である職員 四千五百円

ホ 別表第十一に掲げる区分が五種である職員 四千三百円

ヘ 別表第十一に掲げる区分が六種である職員 四千円

ト 別表第十一に掲げる区分が七種である職員 四千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である管理職員 別表第十一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 別表第十一に掲げる区分が一種である職員 五千五百円

ロ 別表第十一に掲げる区分が二種である職員 五千円

ハ 別表第十一に掲げる区分が三種である職員 四千五百円

ニ 別表第十一に掲げる区分が四種である職員 四千円

ホ 別表第十一に掲げる区分が五種である職員 三千八百円

ヘ 別表第十一に掲げる区分が六種である職員 三千五百円

ト 別表第十一に掲げる区分が七種である職員 三千五百円

第四十七条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五十条第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に改め、同条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百

分の二百五十」を「百分の二百四十」に、「百分の百以下」を「百分の九十五以下」に、「百分の百二十以下」を「百分の百十五以下」に改める。  
第五十四条を次のように改める。

(端数計算)

第五十二条に規定する勤務一時間当たりの給与額及び条例第十三条から第十五条までの規定により勤務一時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げるものとする。

第五十五条第一号中「附則第二十一項」を「附則第二十項」に改める。

附則第二十一項から第二十四項までを削る。

附則第二十六項及び第二十七項を削り、附則第二十五項を第三十二項とする。

附則第二十項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給与の減額の特例)」を付し、同項の次に次の十一項を加える。

21 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年大分県条例第二十七号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年大分県条例第十三号)第三条第二号に掲げる職員にあつては、六十三歳)に達した日後における最初の四月一日(附則第二十三項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級並びに第五条(第五項を除く。)、第七条第三項並びに第九条第二項及び第三項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

22 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員

二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間(同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第六条各号に掲げる職を占める職員

令和五年三月三十一日

23 地方公務員法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第二十五項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第二十一項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。))が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(病院局長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第二十一項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第二十一項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第二十三項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、病院局長が定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第二十三項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第二十一項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、病院局長が定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第二十三項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第四十七条第五項(第五十条第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第四十七条第五項中「給料月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第二十三項、第二十五項又は第二十六項の規定による給料の額との合計額(育児短時間勤務職員等にあつては、当該合計額」とする。

28 育児短時間勤務職員等に対する附則第二十一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「(一)に、算出率を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする」とする。

29 附則第二十一項の規定の適用を受ける職員に対する第十六条第四項、第十七条第二項第

大分県報号外(病院局管理規程)

三

一号並びに第四十四条第一項及び第二項の規定の適用については、当分の間、第十六条第四項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

30 病院局長は、附則第二十一項の適用により給料月額が異動することとなった職員に対しては、人事異動通知書又はこれらに代わる適当な方法によりその旨を通知することとする。

31 附則第二十一項から前項までに定めるもののほか、附則第二十一項の規定による給料月額、附則第二十三項の規定による給料その他附則第二十一項から前項までの規定の施行に關し必要な事項は、病院局長が別に定める。

別表第一中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とし

再任用職員	188,000	215,500	255,600	275,000	290,200	315,600	357,400	390,500	441,700
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準								
	給料月額								
	188,000	215,500	255,600	275,000	290,200	315,600	357,400	390,500	441,700

を

改める。

別表第二のイ中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とし

再任用職員	296,700	339,100	393,600	466,700
-------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	296,700	339,100	393,600	466,700
---------------	---------	---------	---------	---------

別表第二のロ中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とし

定年前再任用短時間勤務職員	296,700	339,100	393,600	466,700
---------------	---------	---------	---------	---------

を改める。

別表第二のイ中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とし

再任用職員	189,000	215,600	243,900	257,300	282,600	323,300	365,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準						
	給料月額						
	189,000	215,600	243,900	257,300	282,600	323,300	365,600

を改める。

別表第二のロ中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とし

再任用職員	235,500	255,800	263,000	273,200	289,600	326,700
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	基準	基準	基準	基準	基準	基準
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	235,500	255,800	263,000	273,200	289,600	326,700

を改める。

別表第三中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とし

再任用職員	246,600
-------	---------

を

定年前再任用短時間勤務職員	246,600
---------------	---------

を改める。

別表第九及び別表第十を次のように改める。

**別表第九**（第16条関係）

給料の調整額適用区分表

職員	調整数
抗がん剤無菌調製業務従事者	1
細菌検査業務従事者及び診療放射線技術者	2.85
社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、助産師及び看護師	0.85

別表第10（第16条関係）

給料の調整額調整基本額表

イ 病院行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,600円
2級	8,500円
3級	9,600円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,200円
7級	12,100円
8級	12,700円
9級	14,300円

ロ 病院医療職給料表（二）

職務の級	調整基本額
1級	6,200円
2級	8,000円
3級	9,100円
4級	9,700円
5級	10,500円
6級	11,300円
7級	12,200円

ハ 病院医療職給料表（三）

職務の級	調整基本額
1級	8,100円
2級	9,400円
3級	9,700円
4級	10,000円
5級	10,400円
6級	11,600円

別表第十の次に次の一表を加える。

別表第10の2 (第16条関係)

定年前再任用短時間勤務職員の給料の調整額調整基本額表

イ 病院行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円

ロ 病院医療職給料表 (二)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円

ハ 病院医療職給料表 (三)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,800円

別表第十一の県立病院の項中「及び病院局長が定める職員を除く。」の下に「室長（病院局長が定める職員に限る。）」を、「室長」の下に「（病院局長が定める職員を除く。）」を加える。

別表第十四のイ中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に改め、同表ロ中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規程による改正後の大分県病院局職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）附則第二十一項及び第二十三項から第三十一項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「令和四年改正条例」という。）附則第二項の規定により勤務している職員には適用しない。  
(暫定再任用職員に係る経過措置)

3 暫定再任用職員（令和四年改正条例附則第五項及び第六項の規定により採用された職員をいう。以下この項、附則第五項、第七項から第九項まで、第十二項、第十四項の規定において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の給与規程第五条第五項の定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第三条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員（令和四年改正条例附則第八項及び第九項の規定により採用された職員をいう。以下この項から附則第六項まで、第十項、第十二項及び第十四項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の給与規程第三条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第三項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程（令和五年大分県病院局管理規程第五号）附則第三項の規定によりみなして適用される大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を

同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 当分の間、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前短時間勤務職員とみなして、改正後の給与規程第十六条第四項、第四十四条第一項及び第二項、第四十七条第三項並びに第五十条第二項の規定を適用する。

6 当分の間、前項に規定するもののほか、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして改正後の給与規程第十六条第三項、第十七条第二項、第三十条第一項第二号並びに第四十条第三項及び第四項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員に対する改正後の給与規程第十七条第二項の規定の適用については、同項第一号中「別表第十一の二」とあるのは、「別表第十一の三」とする。

8 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する附則第三項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（それらの額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする」とする。

9 前項の規定は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

（給料の調整額に関する経過措置）

10 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号。以下「給与条例」という。）第四条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和四年改正条例附則第五項又は第八項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る令和四年改正条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年大分県条例第十三号）第三条に規定する年齢（令和四年改正条例附則第十三条各号に掲げる職にあつては、令和四年改正条例附則第十四項に規定する年齢）に達した日がこの規程の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の給与規程第十六条及び附則第二十九項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に

同号で定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの給料の調整額の合計が給料月額額の百分の二十五を超えるときは、給料月額額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

11 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員（施行日前に令和三年改正法の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとした場合に、この規程による改正前の大分県病院局に勤務する職員の給与に関する規程（以下「改正前の給与規程」という。）の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の給与規程第十六条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧地公法再任用職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、改正前の給与規程の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の給与規程第十六条第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合  
 ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧地公法再任用職員でなかつた者にあつ

ては同日に旧地公法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ改正前の給与規程の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（通勤手当の支給に関する経過措置）

12 次に掲げる事由が生じた暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員のうち、給与条  
例第十条第一号又は第三号に掲げる職員であつて、改正後の給与規程第三十条第三項第一  
号に規定する常例にあるものは、同項第二号の規定による通勤手当を支給される職員との  
権衡上必要があると認められるものとして病院局長が定める職員とする。

一 令和四年改正条例附則第五項又は第八項の規定による採用（旧地方公務員法第二十八  
条の二第一項の規定により退職した日（旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改  
正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公  
務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和四年改正条例附則  
第五項若しくは第八項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日にお  
けるものに限る。）をされたこと。

二 令和四年改正条例附則第六項又は第九項の規定による採用（令和三年改正法による改  
正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第二十八条の六第一項の規定  
により退職した日（新地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務  
した後退職した日及び新地方公務員法第二十八条の四第一項又は令和四年改正条例附則  
第六項若しくは第九項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日にお  
けるものに限る。）をされたこと。

13 令和四年改正条例附則第六項又は第九項の規定により採用され勤務した後退職した日の  
翌日に新地方公務員法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に対する改正後  
の給与規程第三十条の規定の適用については、同条第三項第一号イ中「退職した日」とあ  
るの「退職した日（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四  
年大分県条例第二十七号）附則第六項又は第九項の規定により採用され勤務した後退職し  
た日を含む。）」とする。

14 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、改正後の給与規程第三十二条に規定する  
やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員であつて、当  
該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが改  
正後の給与規程第三十三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののう

ち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員及び暫定再任用短時間  
勤務職員は、改正後の給与規程第三十五条の規定による単身赴任手当を支給される職員と  
の権衡上必要があると認められるものとして病院局長が定める職員とする。

一 令和四年改正条例附則第五項又は第八項の規定による採用（旧地方公務員法第二十八  
条の二第一項の規定により退職した日（旧地方公務員法第二十八条の三又は令和三年改  
正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧地方公  
務員法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は令和四年改正条例附則  
第五項若しくは第八項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日にお  
けるものに限る。）をされたこと。

15 令和四年改正条例附則第六項又は第九項の規定による採用（新地方公務員法第二十八  
条の六第一項の規定により退職した日（新地方公務員法第二十八条の七第一項又は第二  
項の規定により勤務した後退職した日及び新地方公務員法第二十八条の四第一項又は令  
和四年改正条例附則第六項若しくは第九項の規定による採用に係る任期が満了した日を  
含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

16 この規程の施行の日前に、改正前の給与規程第三十五条第一号イに該当する採用をされ  
た職員については、同条の規定は、この規程の施行後も、なおその効力を有する。  
（補則）

17 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置  
は、病院局長が別に定める。

## ○病院局訓令

### 大分県病院局訓令第四号

大分県病院局事務決裁規程（平成二十三年大分県病院局訓令第三号）の一部を次のように

本 局  
病 院

改正する。

令和五年三月三十一日

大分県病院局長 井 上 敏 郎

別表第一の三の項の次長の欄第十二号中「から第三項まで」を削り、「に関する事務」を「をする際の承認」に改め、同表の五の項を次のように改める。

五 削除

別表第二の一の部の七の項を次のように改める。

<p>七 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）以下この項中「法」という。）に関する事務 この項中個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）を「施行令」、大分県個人情報保護法施行条例（令和四年大分県条例第三十二号）を「条例」という。</p>	<p>一 法第二十六条第一項の規定に基づき、個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じた旨を通知すること。 二 法第二十六条第二項の規定に基づき、本人に対し、個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が生じた旨を通知すること。</p>	<p>一 法第二十七条の規定に基づき、本人の申出により提供できる個人データを定めること。 二 法第七十五条第一項の規定に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表のため県政情報課に送付すること（施行令第二十一条第三項の規定に基づき、個人情報ファイルに於いての記載を削除する場合を含む。） 三 法第八十五条第一項の規定に基づき、他の行政機関の長等に事案</p>	<p>一 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求者に対し、開示請求書の補正を求めること。 二 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求者に対し、訂正請求書の補正を求めること。 三 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求者に対し、利用停止請求書の補正を求め</p>
---	--	--	--

<p>四 法第八十二条第一項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知すること。 五 法第八十二条第二項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を通知すること。 六 法第九十三条第一項又は第二項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の内容を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を通知すること。 七 法第一百条第一項又は第二項の規定に</p>	<p>を移送し、及び開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知すること。 四 法第八十六条第一項及び第二項の規定に基づき、第三者に関する情報を含む保有個人情報の開示決定等をするに当たり、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えること。 五 法第八十六条第三項の規定に基づき、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通ずること。 六 法第九十四条第二項の規定に基づき、訂正請求に係る保有個人情報の訂正決定等を行う期間を延長し、訂</p>
--	--



と。  
十五 条例第八  
条第三項の規  
定に基づき、  
審査会に諮問  
すること。

示決定につい  
て審査請求を  
した第三者に  
対し、裁決を  
した旨及びそ  
の理由並びに  
開示を実施す  
る日を知通知  
すること。

十四 法第百十  
四条第二項又  
は第三項（法  
第百八条第  
二項において  
これらの規定  
を準用する場  
合を含む。）  
の規定に基づ  
き、行政機関  
等匿名加工情  
報を事業の用  
に供する提案  
をした者に対  
し、行政機関  
等匿名加工情  
報の利用に関  
する契約を締  
結することが  
できる旨等又  
はできない旨  
等を知通知す  
ること。

十五 法第百十  
六条の規定に  
基づき、行政  
機関等匿名加  
工情報を作成  
すること。  
十六 法第百二  
十三条第一項  
の規定に基づ

き、第三者に  
提供される匿  
名加工情報に  
含まれる個人  
に関する情報  
の項目及びそ  
の提供の方法  
について公表  
するとともに  
、当該第三  
者に対して、  
当該提供に係  
る情報が匿名  
加工情報であ  
る旨を明示す  
ること。

十七 条例第五  
条第二項の規  
定に基づき、  
開示請求に係  
る保有個人情報  
の開示決定  
等を行う期間  
を延長し、開  
示請求者に対  
し、延長後の  
期間及び延長  
の理由を知通  
知すること。

十八 条例第六  
条の規定に基  
づき、開示請  
求に係る保有  
個人情報の開  
示決定等を行  
う期間を延長  
し、開示請求  
者に対し、延  
長の理由及び  
残りの保有個  
人情報につい

て開示決定等  
をする期限を  
通知するこ  
と。  
十九 知事が保  
有する個人情  
報の保護等に  
関する規則  
(令和五年大  
分県規則第二  
十八号)第十  
条ただし書の  
規定の例によ  
り、電磁的記  
録に記録され  
ている保有個  
人情報の開示  
を磁気ディス  
ク等に複写し  
たものを交付  
する方法によ  
り行うことを  
適当と認める  
こと。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

大分県報号外（病院局訓令）